

令和5年労務費率調査に関する Q&A（よくある質問）

労務費率調査とは

Q.なぜ労務費率調査を実施するのですか

A. 労務費率は、作業の効率化、人件費の上昇等により変動するものですので、定期的に見直す必要があります。多くの建設事業の労災保険料納付手続において労務費率が使われているため、労務費率の見直しは労災保険財政に直接影響を及ぼすことから、労災保険率の改定に併せて労務費率の見直しを行っています。

今回の調査は、令和6年4月に予定されている労災保険率改定と併せて行う労務費率の見直しに当たって基礎となるデータを収集するために行うものです。

Q.必ず回答しなければならないのですか

A. 法律的には義務として定められていませんが、本調査で得られた結果は令和6年4月に予定している労務費率の見直しに当たっての基礎資料となり、建設事業全体の労務費率及び労災保険率に影響を与えるものですので、貴事業場においても是非ご協力をお願いいたします。

Q.調査結果は公表されますか

A. 調査結果については、内容をとりまとめたものを、今年秋以降に開催される予定の労働政策審議会労災保険部会の審議資料として提出します。また、厚生労働省のホームページにも掲載する予定です。

秘密の保護について

Q.調査票に記入した内容が漏れることはありませんか

A. 調査関係者は、調査で知り得た内容について秘密を保護することが法律で定められています（統計法第41条）。また、調査票情報を適正に管理すること（同法第39条）、調査票情報を統計調査の目的以外に使用してはならないこと（同法第40条）も定められています。貴事業場の大切な情報が外に漏れることのないように、十分な注意を払ってまいります。

Q.記入した内容が保険料の徴収に使われることはありますか

A. 記入いただいた内容を元に、貴事業場に算定基礎調査に入ったり、労災保険料の徴収・還付を行ったりすることは一切ありません。

一括有期事業について

Q.一括有期事業ですが、どの工事について記入すればいいですか

A.調査票の表紙に記載してある労働保険番号で一括された工事の中から、代表的な工事を1件選んで、その工事についてご記入ください。

代表的な工事とは、昨年の年度更新において、確定申告した有期事業のうち請負金額や日数が平均的なもので、元請けとなっている工事を言います。(原則として請負金額が500万円以上のもの)

記入方法について

Q. 労務費率を用いた労災保険料の算定は、工事の開始が平成27年3月31日以前では、請負金額は消費税を含むとなっています。本調査においては、工事の開始が平成27年3月31日以前でも、請負金額は消費税を除いた額を記入するのですか

A.消費税を除いた額で記入をお願いします。分からない場合は、消費税を含む額で記入した上、その旨を調査票の余白にメモとして記入してください。(オンラインでご回答いただく場合は、メモは備考欄へ入力してください)